

山下理事長、介護給付費分科会で 「個別援助計画」の必要性を訴える



写真：会場の様子

厚生労働省は、去る7月28日、第77回「社会保障審議会介護給付費分科会」（座長：大森彌・東京大学名誉教授）を開催した。分科会では、リハビリテーションと福祉用具の関係団体からのヒアリングが行われ、本会の山下一平理事長も日本福祉用具供給協会の代表の立場から意見陳述を行った。今回の分科会には、「福祉用具おける保険給付の在り方に関する検討会」での報告書が提出されたが、山下理事長は意見の中で、この報告書に示される個別援助計画の義務化の必要性を強く訴えた。一方、同報告書に示される介護給付費通知については利用者に適切な情報提供が行われるよう配慮を求めた。

◆意見陳述◆ 本会の山下一平理事長（社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長として）



福祉用具貸与サービスは、ポテンシャルの割に一般の評価や認識が低いと感じています。様々な調査で、利用者や介護者の評価・満足度は高く、また、ケアプランの45%に採用され在宅サービスの中でも高い利用率が示されているにもかかわらずです。

確かに、他のサービスと比べれば歴史は浅く、認識が低いのも仕方ないのかも知れません。ただ、2055年には高齢化率が40%を超えと言われています。そんな時代を人的サービスだけで乗り切れるとは到底思えません。今でさえ、腰痛などで悩み介護現場を離れる介護職は多いのです。家族の方を含め、福祉用具の利用による介護負担の軽減は、ますます大きなテーマとなってくるはずです。

他のサービスにない福祉用具利用の一番のポイントは、「自立支援」です。歩行器や手すりを使い、夜中、人に気兼ねすることなく、自分の力で行きたいときにトイレに行ける。福祉用具によって以前の生活が戻ってくる。尊厳が守られる。利用者にとっても介護者にとってもこんな嬉しいサービスはないと思っています。

このところ福祉用具貸与サービスは質を高めにくい環境にあると言えます。福祉用具のレンタル料は、介護保険サービスの中で唯一、事業者が決めるフリー価格制になっています。最近、保険者が適正化事業として、利用者に周辺事業者の価格情報を通知するサービスを始めていますが、サービス内容は通知されないため、質が悪くても安い方へ誘導されてしまう可能性は否定できません。

また、極端に言えば、福祉用具貸与サービスは福祉用具をご利用者宅に届けばあとは家で寝ても料金は発生します。福祉用具貸与サービスと他の人的在宅サービスとの決定的な違いです。つまり、低コストで低料金を実現できる一方、安価で悪質なサービスが横行しかねないのです。

しかし、質の低下の課題に対し、ようやく明るい方向性が「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」で示されました。福祉用具貸与サービスへの個別援助計画書作成義務化の流れです。これまで福祉用具貸与サービスにはなぜか個別援助計画書作成の義務付けがありませんでした。しかし、個別援助計画書は福祉用具貸与サービスにこそ必要なものだと考えます。導入への根拠が書面で記されるので、専門性のない福祉用具専門相談員はそこでふるい落とされるでしょう。

作成した書類は多職種連携や保険者のサービス適正化にも役立つと思います。実際に福祉用具の専門職団体である福祉用具専門相談員協会のモニタリングシートを活用して適正化に取り組む自治体も出てきました。

福祉用具貸与サービスが本来の効果を発揮し、来たる超高齢化社会の救世主となるためにも、サービスシステムの高度化が不可欠であると信じています。誤解のないように申し上げますが、福祉用具貸与サービスのみがオールマイティということではありません。まず環境整備が大切だということです。環境が整えば、人的サービスが最高に効果をもたらすことでしょう。ご静聴ありがとうございました。

「個別援助計画」の指定基準への位置づけ、介護給付費分科会で議論

ヒアリングは、テーマごとに政府提出の資料説明の後、参考人の意見陳述があり、これに対して分科会の委員から参考人、政府に対して質問、意見を行う形で進められた。ヒアリングは、前半に「リハビリ・軽度者（予防給付）」をテーマに、日本リハビリテーション病院施設協会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会が行い、休憩をはさんで後半に、「福祉用具」をテーマに日本福祉用具・生活支援用具協会、日本福祉用具供給協会の順に意見陳述が行われた。ヒアリングに先立ち、先ず「福祉用具」の政府説明では、厚生労働省老健局の川又竹男振興課長から、「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」の最終報告書の説明があった。これにより「個別援助計画の作成を指定基準において明確に位置づけることが適当」とする同検討会の意見が、正式に介護給付費分科会に報告されたことになる。

山下理事長、介護給付費分科会で「個別援助計画」の意見陳述

これを受けて、山下理事長は意見陳述で、福祉用具貸与サービスが、他のサービスと比べ歴史も浅く、社会的評価が低い、としながらも、「2055年には高齢化率は40%を超える。人的サービスだけでは到底乗り切れない」とし、これに備えて今からサービスの質の向上を図っていく必要があると。そして、この質の向上に欠かせないのが「個別援助計画書」であると指摘した。「福祉用具選定の根拠を画面で示すことから、福祉用具専門相談員の専門性も求められる。計画を作成することで、定期的なモニタリングや利用者の状態変化に応じた機種変更も適切に行なわれ、サービスの質は向上する」と強調していた。また山下理事長は、同報告書に示される介護給付適正化について触れ、効果の高い事業として、福祉用具専門相談員を調査員とする訪問調査事業（世田谷区）を紹介する一方、介護給付費通知については、通知の際、示された価格にはサービス費用も含まれる点を、利用者に情報提供するよう市町村に徹底してもらいたい、と要望した。

事故防止のための適切な訪問点検の必要性、作成研修で政府に予算要望

意見陳述を受けて、分科会委員の勝田登志子氏（認知症の人と家族の会）は「認知症高齢者の福祉用具の事故が増えている。事故防止への取り組みが必要。」とし、訪問点検などの徹底を求めた。また、木村隆次氏（日本介護支援専門員協会会長）からは、義務化に伴う研修の取り組みについて質問があり、山下理事長は、関係団体の地方組織の協力を得ながら作成研修を行っている状況を説明。同時に、指定基準が改正された場合の施行準備として、全国的な作成研修の必要性を訴え、来年度、国に対して一定の予算措置を行ってほしい旨要望した。この他、山田委員からは、施設への福祉用具サービスの適用について賛意を示した上で、施設サービス費とは別建ての外付けサービスとすることが適当との意見が示された。

理事長の意見陳述の中で、介護給付適正化について触れる場面があったが、保険者は現在、介護給付の適正化事業に取り組んでいる。ふくせんのモニタリングシートの書式や方法が、サービスの質の確保を目的に、保険者が行う介護給付適正化事業に活用されている例もある。

◆東京都・世田谷区の事例◆

世田谷区では、介護給付適正化事業の一環として、平成22年度から「福祉用具購入に係る利用者宅訪問調査」を実施。本会に委託し、本会会員の福祉用具専門相談員を調査員として、年間50件の調査をしている。調査では、調査員が利用状況を調査・確認したうえで、区担当者が行う助言・指摘等の技術的な補助を行っている。訪問調査シートは、本会が開発した「ふくせんモニタリングシート」がベースとなっている。

◆神奈川県・茅ヶ崎市の事例◆

茅ヶ崎市では、平成22年度介護給付適正化事業の一環として、同市の特定福祉用具を販売した事業所を6つ選定し、モニタリングの実施とその結果を報告するよう求めた。報告にあたっては、「ふくせんモニタリングシート」を使っている。当該事業所の利用者のうち、特定福祉用具を購入した30人が対象となっており、同市が作成した協力依頼文でご利用者の同意を得たうえでやっている。